|  |
| --- |
| **産業廃棄物処理施設軽微変更等届出用** |

産業廃棄物処理施設軽微変更等（廃止）届出書の作成にあたって（注意事項）

１　変更・廃止届出について

* 倉敷市において産業廃棄物処理施設（許可施設）を設置されている方で、法人名称や本社所在地、処理施設の内容が変更された場合、若しくは施設の一部を廃止された場合等には、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出を行わなければなりません。

【注意】

* 産業廃棄物処理施設の構造や規模、付帯設備等を変更される場合、その変更内容によっては、軽微変更等届出ではなく「産業廃棄物処理施設変更許可」となります。
* この場合、変更許可申請が必要となりますので、事前に窓口へ相談ください。

２　届出書類の作成

* 軽微変更等の届出は、「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」（様式第23号）により行ってください。
* 軽微変更等届出書には、変更内容に応じた添付書類が必要となります。必要な添付書類については、別紙「添付書類一覧」を参考にしてください。なお、住民票の写し等の公的な書類は、原則として、届出日より3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。
* 軽微変更等届出書類の作成に際しては、別紙「記入例」を参考に作成してください。

３　届出の期限

* 軽微変更等の届出は、当該変更又は廃止が行われた日から遅滞なく行ってください。

お問い合わせは

倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課

〒710-8565　岡山県倉敷市西中新田640番地 TEL 086-426-3385 FAX 086-421-0144

**（別紙）　添付書類一覧**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 変更内容 | 必要な添付書類 |
| 法  人 | 1 | 法人住所(本店の所在地)の変更 | □法人の登記簿謄本（全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書）  □付近の見取図（地図） |
| 2 | 法人名称の変更 | □定款  □法人の登記簿謄本（全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書） |
| 3 | 代表者又は役員の変更 | □役員の住民票（本籍地の記載されているもの）**＊**  □登記事項証明書**（注3）＊**  □法人の登記簿謄本（全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書）  □誓約書 |
| 4 | 株主又は出資者の変更**（注1）** | □株主等の住民票（本籍地の記載されているもの）**＊**  □登記事項証明書**（注3）＊**  □株主である法人の登記簿謄本（法人株主の場合）  □誓約書 |
| 個  人 | 5 | 住所の変更 | □住民票（本籍地の記載されているもの）  □付近の見取図（地図） |
| 6 | 氏名(婚姻等による名前の変更)の変更 | □住民票（本籍地の記載されているもの）  □登記事項証明書**（注3）** |
| 7 | 法定代理人の変更 | □代理人の住民票（本籍地の記載されているもの）  □登記事項証明書**（注3）＊**  □誓約書 |
| 共  通  事  項 | 8 | 政令で定める使用人の変更  **（注2）** | □使用人の住民票（本籍地の記載されたもの）**＊**  □登記事項証明書**（注3）＊**  □誓約書 |
| 9 | 処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の変更 | □変更後の設置に関する計画を記載した書類  □変更後の処理施設の構造を明らかにする設計計算書 |
| 10 | 処理施設の維持管理に関する計画 | □変更後の維持管理に関する計画を記載した書類 |
| 11 | 処理施設の一部廃止又は全部廃止 |  |

（注1）発行済株式総数の5％以上の株式を所有する株主又は出資額の5％以上の出資をしている者

（注2）政令第6条の10で定める使用人（支店長又は廃棄物収集運搬等の業務に係る締結権限を有する者）

（注3）成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書（法務局に交付申請を行う）

成年被後見人及び被保佐人に該当するため登記事項証明書が提出できない場合，事前に倉敷市産業廃棄物対策課に相談してください。

**＊ 今回新たに追加された役員等のみ添付を必要とする（退任する役員等は添付する必要なし）**